

入 札 説 明 書（総合評価落札方式）

中部地方整備局静岡営繕事務所の平成２２年度 静岡営繕事業計画業務に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成２２年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

１． 公告日 平成２２年１月２０日

２． 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局 静岡営繕事務所長 波佐間 進

静岡県静岡市葵区春日２丁目４－２５

３． 業務概要

（１）業 務 名 平成２２年度 静岡営繕事業計画業務（電子入札対象案件）

（２）業務目的 本業務は、静岡営繕事務所における設計業務成果のとりまとめ、工事等の発注に伴う図面・数量等の資料作成、業務発注に必要な基礎資料の作成等の一部を支援するものである。

（３）業務の内容

- ①設計成果等の資料とりまとめ業務等
- ②工事等の発注に伴う図面、数量等の資料作成等
- ③その他技術管理上重要な資料作成等
- ④その他関係資料の作成

（４）本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

- ①本業務の課題とその対応策及び業務の品質向上のための方策について
- ②本業務における守秘性、中立・公平性の確保について

（５）履行期間 平成２２年４月１日～平成２３年３月３１日を予定している。

（６）主たる部分

本業務における「主たる部分」は発注者支援業務共通仕様書第１０１６条第１項に示すとおりとする。

（７）再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

（８）成果品

成果品は以下のとおりとする。

- ・業務実施報告書 １式
- ・打合せ資料 １式

（９）本業務は、入札前に業務計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

(10) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ・電子入札システムによる手続きは、同じＩＣカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、発注者の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のＩＣカードに変更することができる。
- ・当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- ・電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・以下、本説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

(11) 本業務の契約書(案)、特記仕様書(案)は別冊のとおりである。

(12) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の対象業務である。

(13) 担当部局

〒 420-0823 静岡県静岡市葵区春日 2 丁目 4 - 2 5

国土交通省中部地方整備局静岡営繕事務所

①契約関係

総務課経理係

電 話：054-255-1421

F A X：054-255-1422

E-mail：keiseize@cbr.mlit.go.jp

②技術関係

技術課技術係

電 話：054-255-1421

F A X：054-255-1422

4. 競争参加資格

4-1. 基本的要件

入札参加希望者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 単体企業

- ①予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 21・22 年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 親会社と子会社の関係にある場合

イ. 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、イ. については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

4-2. 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

- ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注業務の受注者及びその受注者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(2) 業務実施体制に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、中部地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

(3) 業務実績に関する要件

- ・競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は、類似業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：以下のいずれかに該当すること。

1. 国、都道府県、政令市が発注した建築設計業務（設備設計及び積算を含む）又は建築積算業務（設備積算を含む）。
2. 国、都道府県、政令市が発注した発注者支援業務。

類似業務：建築設計業務（設備設計・積算を含む（同種業務に該当するものは除く））。

4-3. 配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格等を有する者

- ・一級建築士
- ・「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（建築）Ⅰ種又はその他これに準ずると発注者が認める者（※1）
- ・「公共工事の発注者」として技術的実務経験を25年以上有する者（※2）

※1 「その他これに準ずるものと発注者が認める者」とは以下のとおり

- ・「公共工事の品質確保の促進に関する北海道連絡協議会」が認定した発注者支援業務技術者Ⅰ種
- ・「東北地方公共工事品質確保促進協議会会長」が認定した支援管理技術者Ⅰ種
- ・「公共工事の発注者責任協議会会長」が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者Ⅰ種またはⅡ種
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援技術者Ⅰ種
- ・「四国地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援技術者Ⅰ種
- ・「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したⅠ種公共工事品質確保技術者
- ・「沖縄地方公共工事品質確保等推進協議会」が認定したⅠ種支援技術者

※2 「公共工事の発注者」とは、国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申

請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

(2) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

予定管理技術者は、平成12年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成21年度完成予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。

業務実績には、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向、又は派遣により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種業務：以下のいずれかに該当すること。

1. 国、都道府県、政令市が発注した建築設計業務（設備設計及び積算を含む）又は建築積算業務（設備積算を含む）。
2. 国、都道府県、政令市が発注した発注者支援業務。

類似業務：建築設計業務（設備設計・積算を含む（同種業務に該当するものは除く））。

(3) 手持ち業務量

- ① 平成22年4月1日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成22年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- ② 本業務の履行期間中は当該配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の1)から4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置予定管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

③ 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合には、配置予定管理技術者とは別に、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす担当技術者を 1 名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第 6 条第 9 号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- 1) 配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 過去 5 年以内の同種業務で業務成績が 75 点以上の業務における業務管理者としての経験を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

4-4. 競争参加資格確認申請書に対する要件

(1) 技術提案書の記載内容

競争参加資格確認申請書に添付する技術提案書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

5. 競争参加資格確認申請書の提出等

(1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに別紙-1の様式-1、技術提案書フィールドに別紙-1の様式-2～8をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下
- ・ その他アプリケーション PDF ファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG 及び GIF 形式
圧縮ファイル LZH 形式

ただし、競争参加資格確認申請書の容量が 3 MB を超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送で提出すること。郵送又は電送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送又は電送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ①郵送又は電送する旨の表示
- ②郵送又は電送する書類の目録
- ③郵送又は電送する書類のページ数
- ④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：３．（13）①と同じ。

（３）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を静岡営繕事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

（４）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書の提出期限日をもって行うものとする。

（５）その他

- ①分任支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ②提出された競争参加資格確認申請書は、返却しない。
- ③提出期限以降における競争参加資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ④競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先 ３．（13）と同じ。

（６）競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添（Ａ４判）のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

1)競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－１）により作成するものとする。

2)競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－２～７）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
---------	---------------------

入札参加希望者の 業務拠点	・ 中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。 ・ 記載様式は様式－３とする。
入札参加希望者の 同種又は類似業務 の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、３件とする。 ・ 記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。
配置予定管理技術 者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 手持ち業務は平成２２年４月１日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めすべて記載する。 また、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式は様式－５とする。 なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として競争参加資格確認申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
配置予定管理技術 者の同種又は類似 業務の実績	・ 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・ 記載する業務は平成12年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、３件とする ・ 記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をＡ４判１～３枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもＡ４判１枚程度の概要を添付す

	ること。
業務実施体制	・業務の分担について記載する。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－７とする。 ・担当技術者に営繕積算システム等の経験者など、専門的な技術者を配置する場合は記述すること。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

② 業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、配置予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

3) 技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１２）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

① 技術提案書の内容に関する留意事項

--	--

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・本業務の実施方針について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－ 9 とし、A 4 判 2 枚以内に記載する。
業務実施体制	・本業務の実施体制について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式－ 1 0 とし、A 4 判 1 枚以内に記載する。
評価テーマ	・入札説明書 3. (4) に示した、評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成した C G、詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式－ 1 1 ～ 1 2 とし、1 テーマにつき 1 枚以内に記載すること。

6. 競争参加資格確認の通知及び理由の説明

競争参加資格確認通知の日は別表②の日を予定する。

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記 (1) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局静岡営繕事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記 (2) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日（休日を含まない）以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - ・受付場所：3. (13) ①に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く 10 時 00 分から 16 時 00 分まで

7. 入札説明書及び積算基準資料等に対する質問の受付及び回答

- (1) 入札説明書及び積算基準資料等に対する質問がある場合においては、文書（書式自由、ただし規格は A 4 判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担

当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先 : 3. (13) ①と同じ。

②質問の受付期間: 別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所: 静岡営繕事務所

②閲覧期間: 回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
8時30分から17時15分まで

8. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

1) 基本事項評価（企業）

2) 基本事項評価（技術者）

3) 技術提案書

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は30点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(4) 技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

①基本事項（企業）について

評価項目	評価基準	配点	得点
業務実績	平成 12 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された3件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 平成 16 年 4 月以降に担当した地方整備局委託業務の成績評定に基づく成績評価をする。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 100 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、60点として扱う。 また、同種又は類似業務が3件に満たない場合は、3件に満たない件数分を60点として扱う。		5
	①70点以上	5	
	②65点以上70点未満	3	
	③60点以上65点未満	0	
業務拠点	業務拠点を以下のとおり評価する。		5
	①静岡県内に本社(店)を有する。	5	
	②静岡県内に支社(店)、営業所等を有する。	3	
	③中部地方整備局管内に本社(店)、支社(店)、営業所等を有する。	0	
企業信頼度（指名停止等の措置）	技術提案書提出日より以下の期間内に中部地方整備局から指名停止等の処分を受けている場合、評価点を減じるものとする。 ア) 営業停止又は指名停止期間処置後6ヶ月。		- 5

	イ) 文書注意後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意後 1 ヶ月		
	①処分を受けていない	0	
	②処分を受けている	－ 5	

②基本事項（技術者）について

技術者資格	配置予定技術者の技術者資格を以下のとおり評価する。		5
	①専門資格（一級建築士）	5	
	②上記以外の資格	0	
業務実績	平成 12 年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。		5
	①同種業務の実績がある。	5	
	②類似業務の実績がある。	0	
業務成績	提出された 3 件の同種又は類似業務の業務成績の平均を次の順位で評価する。 平成 16 年 4 月以降に担当した地方整備局委託業務の成績評定に基づく成績評価をする。 ※同種又は類似業務が業務成績評定の対象外の業務（業務成績を付与していない業務や契約額 100 万円未満の業務あるいは都道府県等における業務、請負業務以外の業務等）の実績であるため業務成績がない場合は、60 点として扱う。 また、同種又は類似業務が 3 件に満たない場合は、3 件に満たない件数分を 60 点として扱う。		5
	① 70 点以上	5	
	② 65 点以上 70 点未満	3	
	③ 60 点以上 65 点未満	0	

③技術提案書

評価項目	評価の着眼点				得点
実施方針等	実施方針			業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10
	業務実施体制			配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
評価テーマに対する技術提案	評価テーマⅠ	本業務の課題とその対応策及び業務の品	的確性	本業務の課題とその対応策及び品質向上における留意点を十分に理解し、その対応策が的確な場合に優位に評価する。	2
			実現性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	3

		質 向 上 の た め の 方 策			
	評 価 テ ー マ Ⅱ	本 業 務 に お け る 守 秘 性、中 立・公 平性の 確保	的 確 性	守秘性、中立・公平性の確保における留意点を十分に理解し、その対応策が的確な場合に優位に評価する。	2
			実 現 性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	3

9. ヒアリング

- (1) 以下のとおり配置予定管理技術者に対してヒアリングを行う。
 - ①実施期間：平成22年2月17日～平成22年2月22日
 - ②ヒアリングの時間は別途通知する。
- (2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項について質疑応答を行う。
 - ①配置予定管理技術者の経歴について
 - ②配置予定管理技術者の業務実績について
 - ③取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について
 - ④評価テーマについて

10. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書の受付期間
別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）
- (2) 入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により静岡営繕事務所総務課まで持参すること。
なお、FAX・郵送による入札は認めない。
- (3) 開札の日時及び場所
別表⑤のとおり。

11. 入札方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
ただし、場合によっては3回目を執行することがある。
なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

1 2．入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

1 3．開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1 4．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格申請書に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているもの、その他開札の時に4．に掲げる要件のないものは、競争参加資格がない者に該当する。

また、入札参加者が、競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- (2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。

1 5．低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限

配置予定技術者の制限について、次の①及び②を実施するものとする。なお、①により配置する技術者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録すること。

- ① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務における管理技術者の経験を有する技術者を、配置予定管理技術者とは別に担当技術者として配置し、業務実施上必要となる全ての打合せに配置管理技術者と同席出席するものとする。また、増員担当技術者の手持ち業務量は、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者とする。
- ② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当

該配置管理技術者を、以下の 1) から 4) までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該配置管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者又は過去 5 年間の同種業務における業務成績が 75 点以上である者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の直筆署名による品質証明書」を提出する。なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の 3 分の 1 以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と (1) ①の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

16. 手続における交渉の有無 無

17. 契約書作成の要否

業務等委託契約書（総価契約）により、契約書を作成するものとする。

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

18. 支払条件

支払い条件については、下記を予定している。ただし、契約金額又は履行期間によって変更する場合がある。

前払金 無

部分払金 3 回以内

19. 火災保険付保の要否 否

20. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の

翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

（２）上記（１）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日は含まない。）以内に書面により行う。

（３）受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

・受付場所：３．（１３）①と同じ

・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く１０時００分から１６時００分まで

２１．再苦情申立て

（１）６．（３）及び２１．（２）の回答に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して７日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

（２）再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間

①受付窓口 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）

〒４６０-８５１４ 名古屋市中区三の丸２-５-１ 名古屋合同庁舎第２号館

電話 ０５２-９５３-８１１３（直通）内線 ２１１４（２２２２・３１２０）

②受付時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く１０時００分から１６時００分まで

２２．関連情報を入手するための照会窓口

３．（１３）に同じ。

２３．その他

（１）契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

（３）競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

（４）同種又は類似業務の実績については、我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

（５）本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は平成２２年度の当該事務所発注工事及び業務に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、平成２２年度の当該事務所発注工事及び業務に参加してはならない。

・「当該事務所発注工事及び業務」とは当該事務所が発注する別紙－１に示す公物管

理補助業務、発注者支援業務、事務補助業務以外の「建築工事」、「電気設備工事」、「暖冷房衛生設備工事」、「測量」、「地質調査」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「補償関係コンサルタント業務」をいう。

・「資本面・人事面で関係がある者」とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(6) 直接的雇用関係

予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係があること。

(7) 競争参加資格確認申請書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(8) 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。

(9) 競争参加資格確認申請書の提出後において、原則として競争参加確認申請書に記載された内容の変更を認めない。また、競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(10) 電子入札システムは閉庁日を除く毎日、午前 9 時から午後 6 時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

(11) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(12) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先

各民間認証局に問い合わせること。

ただし、競争参加資格確認申請書提出、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、

〒420-0823 静岡県静岡市葵区春日 2 丁目 4-2 5

国土交通省 中部地方整備局 静岡営繕事務所 総務課 経理係

電話 054-255-1421 へ連絡すること。

(13) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。

- ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
- ・競争参加資格確認申請書受付表（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・辞退届受付票
- ・日時変更通知書
- ・入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
- ・入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- ・決定通知書
- ・保留通知書
- ・取止め通知書
- ・再入札通知書

(14) 本業務にかかる落札決定は、平成22年4月1日とするが、当該業務にかかる平成22年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

(15) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争参加資格のある者として選定されるためには開札の日において一般競争（指名競争）参加資格申請書の認定を受けていなければならない。

なお、平成21・22年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を開札の日まで認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成２２年　２月１６日
②	競争参加資格確認申請書の提出期間	平成２２年　１月２１日から 平成２２年　２月　９日までの１０時００分から１６時 ００分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成２２年　１月２１日から 平成２２年　２月２２日までの１０時００分から１６時 ００分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
④	入札書の受付期間	平成２２年　３月　５日１０時００分から 平成２２年　３月　８日１６時００分まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
⑤	開札の日時及び場所	平成２２年　３月　９日１０時００分 静岡営繕事務所入札室

平成 2 2 年度事業計画業務における 中立性の確保に関する発注者支援業務等

【公物管理補助業務】

河川巡視支援業務

河川許認可審査支援業務

ダム管理支援業務

道路管理事務業務

特殊車両審査事務業務

道路情報管理技術業務

【発注者支援業務】

積算技術業務

技術審査整理業務

品質監理業務

工事監督支援業務

【事務補助業務】

事業計画業務

用地補償総合技術業務